

大宜味村における集中改革プランの主要な取組状況

【集中改革プラン及び18年指針の取組状況の公表】

ホームページ: <http://www.vill.ogimi.okinawa.jp/gyosei/shokai.html>

	集中改革プランにおける取組目標	17年度及び18年度の取組実績	19年度以降の今後の見込み・方針等
定員管理の 数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ■H17.4.1～H22.4.1における総職員純減目標 削減数：3名 削減率：3.8% ■大宜味村定員適正化計画における純減目標【17年度～22年度】 削減数：5名 削減率：6.3% ※19年3月変更 	<ul style="list-style-type: none"> ■H17.4.1～H19.4.1における純減実績 削減数：H17年度2名 H18年度3名 合計5名 進捗率：集中改革プラン 166.7% ：定員適正化計画 100% 	<ul style="list-style-type: none"> ■今後も目標数値内での定員管理に努める
給与の 適正化	<ul style="list-style-type: none"> ■勤奨退職時特別昇給の見直し ・勤続年数25年以上のみとし18年度は1号給昇給に引下げ、19年度より昇給廃止 ■5級主事のわたりの是正(18年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ■勤奨退職時特別昇給の見直し(17・18年度) ・勤続年数25年以上のみとし、従来の3号給昇給を2号給、1号給と年度ごとに引下げ ■5級主事のわたりの是正(18年度) ■高齢者層の昇給見直し(18年度) ■給別職務表の見直し(18年度) ■現業職給与の見直し(18年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ■勤奨退職時特別昇給の廃止(19年度) ■技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施(19年度) ■県人事委員会勧告に準じて地域給与を適切に反映(20年度)
民間委託等の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ■農村活性化センターの指定管理者導入(19年度) 		<ul style="list-style-type: none"> ■特産品加工施設の指定管理者実施(19年度) ■農村活性化センターについては、指定管理者入の取組が遅れたが関係条例を制定(19年度)し、指定管理者を導入(21年度)

大宜味村における集中改革プランの主要な取組状況

	集中改革プランにおける取組目標	17年度及び18年度の取組実績	19年度以降の今後の見込み・方針等
事務事業等の再編・整理等	<ul style="list-style-type: none"> ■各種業務委託の見直し ■文書管理システムの導入 ■村主催及び関連する祭り等の統廃合の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ■文書検索システムを導入(17年度) <ul style="list-style-type: none"> ・事務の迅速化及び住民サービスの向上図った ■定住促進団地整備事業特別会計の廃止(18年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ■夏まつり及び産業まつりの実施主体を民間へ移行(19年度) ■事務事業の見直し検討を継続
公営企業・第3セクター等	<ul style="list-style-type: none"> ■水道料金を段階的に見直し <ul style="list-style-type: none"> ・16年度料金の50%増の改定(18年度) ・16年度料金の75%増の改定(20年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ■水道料金の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・16年度料金の50%増の改定(18年度) 効果額 21,260千円 	<ul style="list-style-type: none"> ■水道料金を今後も段階的に見直していく
その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ■火葬場使用料の見直し(18年度) ■各種団体補助金の見直しの継続(17年度～) ■前納報奨金の見直し(17年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ■三役給与を5.5%削減(17年度) 効果額 1,587千円 ■農業委員会定数削減(10→8名:17年度) 効果額 817千円 ■議員定数削減(12→10名:18年度) 効果額 6,675千円 ■管理職手当改定(6→3%:17年度) ■管外旅費を900→400円に引き下げ、管内旅費を廃止(17年度) ■火葬場使用料の見直し(18年度) <ul style="list-style-type: none"> ・3区分毎に3,000～20,000円増の改定。冷房使用料を無料から1,500円/時間に改定。効果額 592千円 ■各種団体補助金の見直し(17年度) ■国保税の改正(18年度) <ul style="list-style-type: none"> ・均等割を年額2,700円(医療)、1,200円(介護) ・平等割を年額2,900円(医療)、700円(介護) 各増 ■前納報奨金の見直し(17年度) <ul style="list-style-type: none"> ・交付額を100/1→100/0.5へ、上限額20万円を設定。効果額1,871千円 	<ul style="list-style-type: none"> ■管理職手当を給与の3%から定額10,000円へ改定(19年度) ■振興開発室の廃止(19年度) ■総合行政システムの導入による、事務の迅速化及び住民サービスの向上(20年度) ■組織・機構の見直しを行い事務の迅速化及び住民サービスの向上を図る

大宜味村における18年指針の取組状況

	18年指針における要請内容	18年度の取組状況	19年度以降の今後の取組方針等
給与構造改革の実施等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域民間給与のより適切な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映などを内容とする給与構造の見直しの速やかな実施する。 ■ 給与情報等公表システム等を充実し、情報開示を徹底し、住民に対する説明責任を果たす。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 18.4.1に国の給与構造改革を踏まえ、給与構造改革を実施し、年功的な給与上昇の抑制。 ■ 19.3月に18年度の定員・給与の状況を給与情報等公表システム等で公表。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今後も、継続して毎年3月に定員・給与の状況を給与情報等公表システムなどで公表していく。また、民間給与と比較しやすいように住民にわかりやすく公表していく方針。
随意契約の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方公共団体と第三セクター等との随意契約の見直しについては、国、県の取組を踏まえ、住民の目線に立って厳格かつ徹底的な見直しを行い、その適正化に取り組む。 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 国の取組を参考に、随意契約の見直しを検討していく。(19年度～)
福利厚生事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ■ 点検・見直しを行い、適切に事業を実施し、事業の実施状況を公表する。 ■ 住民の理解が得られるものとなるよう、職員互助会への補助について、見直しを図る。 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 補助事業の実施状況をH19年度中に公表。その後は、継続して公表していく方針。市町村互助会負担金額 1,497千円(19年度)

大宜味村における18年指針の取組状況

	18年指針における要請内容	18年度の取組状況	19年度以降の今後の取組方針等
市場化テストの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方公共団体の公共サービスについて、公共サービスの維持向上及び経費の削減の観点から、市場化テストの積極的な活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方公共団体の公共サービスについては、民間委託や指定管理者制度の導入を積極的に導入し、サービスの維持向上及び経費の削減を図っている。特産品施設を指定管理者へ移行を決定。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今後も、民間委託や指定管理者制度の導入を積極的に導入し、サービスの維持向上及び経費の削減を図っていく方針。 ■ 市場化テストについては、民間委託や指定管理者制度の導入における効果額などとの比較を行い、導入するかを含めて検討を行う。
公会計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形とする。 ■ 取組が進んでいる団体、人口3万人以上の都市は、3年後までに、取組が進んでいない団体、町村、人口3万人未満の都市は、5年後までに、4表を整備又は4表作成に必要な情報を開示する。 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 20年度に整備・公表を行う方針。
監査外部監査の外部登用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当該地方公共団体の常勤の職員であった者の監査委員への選任は特にその必要がある場合以外には行わないこととし、地方公共団体外部の人材を登用することを原則とする。 ■ 外部監査制度の有効活用や都道府県、指定都市及び中核市以外における実施の拡大。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 監査委員については、地方自治法に則り適正に選任し、地方公共団体外部の人間を選任している。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 監査委員の選任基準については、今後検討していく。 ■ 外部監査制度については、現在のところ考えていないが、近隣市町村の状況、導入している市町村等の状況を踏まえ、今後導入するかを含めて検討する。